浜松市文化財保存活用地域計画 <概要版>

計画策定の経緯と目的

文化財をめぐる近年の社会情勢の急激な変化に対応するため、平成31年(2019年)4月に文化財保護法が改正施行され、 文化財の保存活用について総合的かつ実行性のある計画作成が求められるようになりました。本計画は、この法改正を受け、本市 における文化財の特徴をまとめるとともに、文化財の保存と活用の方針を定め、今後10年間で実施する具体的な取組・事業を示 すものです。本計画に基づき自然・歴史・文化を活かしたまちづくりを進めることで、浜松市総合計画・基本構想「浜松市未来ビジョ ン に掲げる都市の将来像「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」の実現に資することを目的としています。

1.浜松市の概要

浜松市は、面積約1,558 km、東西約52 km、南北約73 kmの広大な市域を擁し、約80万人が暮らしています。赤石山脈、 天竜川、浜名湖、遠州灘で囲まれた本市は、市北部には険しい山々、市南部にはなだらかな台地と沖積平野や入り組んだ湖岸 をもつ湖や河川が広がり、国土を縮図したような変化に富んだ地形を有しています。また本市は、日本列島のほぼ中央、首都圏と 関西圏との中間地にあり、この地理的要因が歴史文化の形成に大きく影響を与えてきました。

2.浜松市の文化財

平成 17 年(2005年)の12 市町村の合併により、本市の指定文化財の件数は全国でも有数となりました。

合併後においても、指定文化財の数は増加を続け、国登録文化財についても、天竜浜名湖鉄道に関する鉄道施設や方広寺の建造物など、群としての登録が相次いでいます。また、本市では平成28年度(2016年度)から、市独自に認定文化財制度を導入し、地域団体等からの推薦によって、地域に根差した文化財を抽出しています。認定文化財制度は、未指定の文化財を把握することにもつながっており、令和3年(2021年)4月現在、455件を文化財認定しています。これらの制度に基づき、本市における文化財は、国や県及び市の指定文化財、国の登録文化財、市認定文化財といった項目に分かれ、その総数は900件を紹えるまでになっています。



図 浜松市における主な国指定文化財

1.遠江のひよんどひよくない (寺野のひよんどり) 、2. 蝗塚遺跡、3. 龍潭寺庭園、4.北浜の大力ヤノキ、5. 刺繍不動明王二童子像掛幅、6. 宝林寺仏殿、7.浜名惣社神明宮本殿、8. 中村家住宅、9. 二俣城跡及び鳥羽山城跡 (二俣城跡)、10. 木造千手観音立像 (摩訶耶寺)

131 19 118 201

図 浜松市における文化財の分布

132 106

国登録文化財

183 41

46 362

市愿定文化財

西区

38 0

29 190

3.浜松市の歴史文化の特徴

本市の地域は、地質や文化圏、自然環境といった地域特性と、交通や気風といった諸特性を背景に、天竜川平野と三方原台地の地域、浜名湖の周辺地域、山間地域の大きく3つに区分され、それぞれの地域で特徴的な歴史文化が育まれてきました。これらの諸特性から注目すべき文化財の特徴を取り上げて12の項目に整理し、本市の歴史文化の特徴としてまとめています。



図 浜松市の地域の歴史・文化的資源及び背景からみられる特徴

4.文化財の保存活用に関する方針

現在の文化財を取り巻く状況から、本市の保存活用に 関する課題を9項目に整理し、これらの課題に対する4つ の方針を掲げます。また、各方針の関連強化を見据え、地 域の文化財保存活用事業の自立、文化財の継承、地域 コミュニティの維持・活性化を促します。



図 文化財の保存活用に関する課題と方針の関係

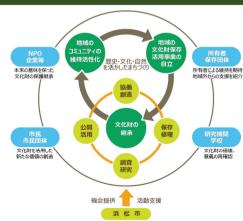


図 文化財の保存活用に関する方針